

教育委員会 平成20年度11月臨時会会議録

平成20年11月26日（水）鎌倉市役所 第一委員会室

18:00開会、19:40閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、宮崎委員、林委員、熊代教育長

（会議経過）

藤原委員長 定足数に達しましたので、委員会は成立した。これより11月臨時会を開会する。

本日の会議録署名委員を林委員にお願いする。

それでは、日程に従い、議事を進める。

<日程第1 議案第30号>

深沢小学校防球ネット設置等工事計画について

藤原委員長 日程第1 議案第30号「深沢小学校防球ネット設置等工事計画について」を上程する。

議案の説明をお願いする。

学校施設課長 本件は、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第5号により、見積価額が1件1,200万円を超える工事の計画の策定について、お諮りするものである。

議案に添付した工事計画平面図及び標準横断図をご覧ください。深沢小学校グラウンド南側に接する新川沿いの歩道の現在の幅員は、1.7～2.2mと非常に狭く、雨の日には傘をさした状態ですれちがうことが困難で、自転車と人との接触などの危険性もあるとのことで、かねてから歩道拡幅について地元要望が出されていたところである。このたび学校及び地元町内会との協議が整い、歩道を最大幅部分5.3メートルの幅員に拡幅することになったことから、深沢小学校の既存のネットフェンスを後退する設置工事を実施しようとするものである。

工事内容としては、既存フェンスを撤去し、拡幅による後退部分に新たなフェンスを設置、総延長208.9m・南側部分は、137mの延長となる。また、従来から懸案となっていた歩道歩行人にボールが当たったり、宅地へボールが飛び込んだりしている状況を防止するため、防球ネットの新設工事も併せて行っていく予定である。こちらの延長は、114.3mとなる。なお、フェンス位置の後退に当たっては、現在既存のフェンスの校庭側に植栽されている部分、いわゆる校庭としては機能していなかった部分をフ

ェンスの外側とするため、学校施設管理上、支障は少ないものと考えられ、小学校からの同意も得ている。また、後退した用地は教育財産として残し、表面上の管理は道路整備課が所管することとなる。工事費については、12月議会に補正予算として上程する予定である。

質問・意見

宮崎委員 車は現状では入れない。そういう意味では、車に対する安全は、今のところ確保されているが、広くなれば車が通れるスペースが広がると思われるが、その点はどのようなのか。

学校施設課長 現在、車止めがあつて、車が通行止めとなっている。歩道拡幅した後も、車止めは有効にして車を通れないようにすると言うのも桜並木を残すので、そのまま歩行者優先という形で拡幅していきたいと思っている。

宮崎委員 成木とかいう木は一部切らなければいけないのか。

学校施設課長 地元要望の中では、植栽部分がグラウンドの外側になり、不審者の隠れ場所になってしまう危険性もあるので、桜は残すが、成木やはんの木などは、なるべく切った方がいいだろうとのことなので、そういう方向で考えている。

宮崎委員 予算はいくらか。

学校施設課長 見積額は約2,900万円、およそ3,000万円である。

(議案第30号は、原案のとおり可決された。)

<日程第2 協議事項>

平成19年全国学力・学習状況調査の本市全体の結果の取扱いについて

藤原委員長 日程第2 議案第11号「平成19年全国学力・学習状況調査の本市全体の結果の取扱いについて」を協議する。

事務局から説明及び考え方を願います。

教育指導課長 平成19年4月24日に本市が参加し実施した「平成19年度全国学力・学習状況調査」の結果の取扱いについて、平成19年12月12日に本市全体の結果(児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む)及び深沢小学校・深沢中学校の結果について公開請

求が提出された。担当課では、本調査の実施要領及び結果の取扱いに関する文部科学省通知に基づき、平成19年12月21日に非公開決定通知書を請求者に通知した。その後、平成20年1月7日、請求者から同決定通知書に対する異議申立書が提出されたため、平成20年1月10日、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問書の提出を行った。

この度、同審査会の見解がまとめられ、別添のとおり答申が提出された。内容としては、答申10頁に(2)本市全体の学力調査の結果の公開請求についての判断がまとめられている。本市全体の学力調査の結果を公開することにより、序列化や過度の競争を生じさせることになるか否かを判断するに当たって考慮する点として、実施要領の内容について、「実施機関は、本市における公教育の状況について、市民に対する説明責任を果たすため、主体的に判断することが予定されていること」、「条例第1条は、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性を掲げており、非開示事由を解釈するに当たっては、原則公開の理念を尊重する必要があること」を指摘している。また、「本市全体の学力調査の結果を公開したとしても、各小学校及び中学校ごとの学力状況が明らかになることはなく、現に市町村単位の調査結果を公開している自治体も存在するが、その公開によって混乱が生じているとの事実も現在のところ確認されていない」としている。結果として、「本市全体の学力調査の結果の公開によって、序列化や過度の競争を生じさせることになるとは認められない」とし、「本件情報は、条例第6条第4号に該当しないものと判断する」と結論づけている。

なお、調査結果の公開に当たっては、「平均正答値の他、正答率の分布全体、中央値、標準偏差とともに公表されることが望ましい」とし、数値の公表が、「曲解された情報の流布による市民の間での不当な混乱の予防にも寄与するものと考えられる」としている。また、数値の公表に当たっては、「教育効果が、生徒の資質、教師の指導力、家庭環境、地域社会の状況等、無数の要因によって決まることを強調しておくことも必要である」としている。

答申11頁に(3)深沢小・深沢中の学力調査の結果の公開請求についての判断がまとめられている。「深沢小・深沢中の結果を公開すれば、市内の他の小・中学校の結果についての公開請求があった場合には、それらについても公開するのが相当であり、結果として、各学校に関する資料が市民一般に知れ渡ることになる。」とし、小規模校の場合、学力調査の結果が特定の個人と結び付けられやすいことを考慮する必要がある、「序列化や過度の競争などの弊害が生じることもあり得る」としている。また、答申12頁上段には、序列化や過度の競争により生じる弊害の具体例がまとめられている。結論として、深沢小・深沢中の結果を公開することは、学校教育の運営を不当に妨げることとなり、条例第6条第4号の「ウ調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するものとしている。本市全体の児童・生徒質問紙、学校質問紙の結果の公開については、「数値による序列化を生じるような性格のものではない」ことから、「序列化や過度の競争を生じるおそれはなく」、条例第6条第4号の非開示事由に該当しないとしている。深沢小・深沢中の児童・生徒質問紙、学校質問紙の結果は、学力調査と同様の理由により、非開示事由に該当するものとしている。以上が、答申の概要である。

合わせて委員長の方から担当課の方の考えということで求められたので、続けます。担当課としては答申の中にも触れているが、あくまでもこの全国学力・学習状況調査、これについて調査に参加した立場としては、実施要領及び通知に基づいた中で実施している。実施要領及び通知にあるとおり、都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない。また市町村教育委員会は学校名を明らかにした公表は行わないということも入っている。また担当課としては、結果の公表・分析については19年度・20年度合わせて結果の分析を行い、目的に合った結果の公表をしているつもりである。また実施に当たっては先ほど申し上げた実施要領及び通知の内容について、学校及び保護者にもその旨を既に通知した上での参加・結果の配付とした。また数値による結果の公表ということになると、やはり算数・数学、そして国語という限られた教科のみの一部のものを取り上げての学力という判断、それがやはり一部の学力のみを取り上げて、また数値のみを取り上げて、学校全体、子どもたち全体を評価されてしまう、そのような恐れを持っている。答申の中に、あるいは請求者の主張の中に「公開して何ら支障が生じてないのではないか」ということがあるが、これは今日・明日の問題ではないと考えている。一旦公開することによって以後公開がついてくる。どうしても一般的な見方としては数値のみに目がいってしまう。本来の目的は数値ではなく、子どもたち一人一人の学習状況、それをどう把握し、どう今後に生かすかというふうにとらえて対応してきた。そのような考えから、数値のみを出すことが逆にそのことに関心が行ってしまうことを、やはり学校教育の弊害ととらえている。従って、平成19年度の分析結果については、数値を使わずに文言によって、各教科の課題、分析をした。また平成20年度については資料の中にも入れてあるが、一部グラフ等を入れる工夫をし、全体の様子が分かるような工夫もし、分析の公表としている。

以上が担当課としての考え、対応してきたものである。ご協議をよろしく願います。

質問・意見

仲村委員 具体的にどれを、どこまで公表するのか。もう一回確認させてください。

教育指導課長 「答申の内容に従えば、」ということになる。

仲村委員 審査会の結論。それは具体的にどれとどれを公表したのか、深沢小学校と深沢中学校はどうなるのか。

教育指導課長 学校ごとは非公開、市全体の部分は公開が相当である。ただ、市全体の学力に関しては、結論としては答申の1頁の最初のところ、1番に「審査会の結論」という形で(1)と(2)に示されている。

仲村委員 鎌倉市全体の結果について公開するというので、具体的にはどういう数値が公

表されるのか。

藤原委員長 この文言の中にある数値は明記されていないが、それはこれからの協議次第ということか。

仲村委員 これが具体的に何を指しているのか。

教育指導課長 審査会の方の意見としては、答申書の11頁、上から10行目に(1)そして、その下になお書きとして「なお、本市全体の調査結果の公開に当たり、平均値(平均正答値)のみを公にすることは誤った印象を与えることが懸念されるので一考を要する」ということで、まずこの数値の扱いについてということが提示されているととらえている。

仲村委員 これは例えば中央値とかで、最頻値・標準偏差等とともに公表することが望ましいとある。もう少し具体的には、鎌倉市の平均正答値・中央値・標準偏差を公表するということか。

教育指導課長 資料の中につけてある平成20年度の分析結果のまとめをご覧いただきたいと思う。その20年度の2頁にグラフが出ているものがある。先日の教育委員会定例会で示させていただいた資料であるが、改めて説明すると、2頁に今回学力部分として調査した教科、その本市の状況についてグラフが示されている。これが全体の分布を表している。これに合わせて、数値として平均された正答率、それからその中央値、そのばらつき等を表す標準偏差値を合わせて公開をした方がいいのではないかとというのが答申の意見となっている。このグラフに合わせて、そういう数値を加えたものを指して答申がされているものと理解している。

仲村委員 確認だが、鎌倉市で公開した方がいいという数値は、全国と神奈川県では公開されているのか。

教育指導課長 全国及び県全体のものは公表されている。

仲村委員 全国あるいは神奈川県との当市の比較はできるということか。私は以前から言っているのだが、鎌倉市の正答率がこれだけを見ると31.3、神奈川県が30.0でそれから全国平均が30.2とある。鎌倉市は一見、1ポイント位高いとのことだが、これは数量を扱っており、量的分析をしているわけですね。だからこういう量的分析は常識的に考えて、学術的には必ず統計処理をしなければいけないものなのである。それは論文にする時は統計的に処理しないと全然相手にされないと思う。つまり、統計的に有意な差なのかどうかということが問題であって、これは勘だが、有意な差なんて分析しなければ分からないけれども、無いのではないかと思う。1ポイント鎌倉市が高いから鎌倉市の国語と算数の学力が高いとか、そんなこと喜ぶ問題でも無いのではないかという気がする。

だから是非誰か統計に詳しい人にやっていただきたい。これは難しい統計ではないと私は思う。およそ一般的には、鎌倉市は学力が高いと言っているが、これは偶然の範囲に入っている可能性が非常に私はあるのではないかと思う。是非検討していただきたいと思う。これは言いつばなしではなくて、本当にやっていただきたいと思う。

教育総務部長 各平均正答率の差、たとえば1点、2点をどういうふうにして読むのかという問題にはいろいろな見方があると思う。一つには今、仲村委員から言われたような誤差の範囲なのかどうなのかと。一般的に統計資料の場合、抽出による比較ということになると、その母数が幾つで、抽出数が幾つ。従って有意差の検定が必要になってくるということだが、今回の調査の場合はしつ皆調査、全員を調査しているということである。従って、この1点、2点の差を有意差があるかどうかということの見方については、この全国学力調査を受けた人数がどの位で、やむを得なく受けられなかった人のパーセンテージがどのくらいあるのかといったようなことはもちろんそれは問題になると思うが、その抽出調査とは違って、そういった有意差の検定というところでは、そんなに問題無いかと。ただその1点、2点をどう見るかという問題は別の観点として、依然として残るのだろうと考えている。

仲村委員 ちょっとやっていただいて、要するに知りたいのです。これは本当に、意味のある差なのか、そうでないのかということ、そうすると、誤差範囲内だということになれば「公開してください」「やだ」とかいう必要が無くなるわけです。みんな同じレベルだということになれば優劣の比較なんてするレベルではないと思う。

教育総務部長 先ほど申し上げたように、今回の調査はしつ皆調査ということですが、この1点、2点の差をどういうようにして見るのかということについては、また専門の機関等にも問い合わせて検討させていただきたいと思う。

宮崎委員 基本的な条件から確かめておきたいのだが、19年度の結果については全国の状況、神奈川県の場合、そして鎌倉の状況ということ、文章表現で行った。それは、もう公表しているわけですね。それを受けて、その前に確認したいことは、先ほど20年度については、19年度よりはある意味一歩進んだ公表の形だったということが言えるのでしよう。資料手元の2頁、3頁とか4頁にグラフがあるが、これはもう20年度はこれを公表したわけですね、しかし19年度にこれは公表していないということか。まず、その2点を確認したい。

教育総務部長 委員の言われるとおり、19年度にはそのグラフの部分は無い形での公表を行ったが、20年度は入れた形で公表を行ったというものである。

宮崎委員 それから次に資料の11頁で、用語に関して確認しておきたいのだが、正答率の平均値を公表しなさいと答申で言っているわけですね。先ほどの説明のとおり、その平均正答値以外に、得点（あるいは正答率）分布全体・中央値・標準偏差値、この後段の

三つの意味するところを説明願いたい。

教育指導課担当職員 先ほど課長も説明したが、20年度の結果分析のグラフに本来はそこに平均正答率、標準偏差、中央値等も表の中に実際は含まれている。その数値の部分を取って全体の分布状況が分かる形ということで今年度は行った。審査会から出ているのはそのグラフについている平均正答率・標準偏差・中央値、その数値も含めた形でグラフの分布状況がより分かりやすいような形での公開が必要ではないかと受け止めている。

宮崎委員 このグラフを元に解釈すると、分布の全体というのは分かる。それから中央値と言うのは必ずしもグラフから読み取れない。これは数値で出すことになるのか。それから、標準偏差値というのもグラフから読み取れない。そうするとそれは、別途数字に出して行うことになる。この答申の元がその数値を出しなさいと言っているということか。

教育指導課担当職員 はい、そのとおりだと思う。実際に統計学をやっている者であれば、このグラフから横に目盛りが入っているので、計算すればそのまま分散も出せる。分散のルートが標準偏差なので、このグラフをそのまま計算すれば平均正答率も標準偏差もそのままグラフから読み取れる形である。ただ、それを数値として横に載せてある方が、標準偏差が小さければ分布が中央に集まっているということであり、そういったことがより分かりやすいということになる。中央値は正答の中の一番真ん中の値が何番目にあるかということで、これも数えればすぐに出せるという形になる。

宮崎委員 中央値というのは何を意味するのか。

教育指導課担当職員 分布の中の一番真ん中にきている箇所、例えば100人受験して50番目の点数がどこにあるかという意味である。

仲村委員 標準偏差ってプラス、マイナスがつかないのか。

教育指導課担当職員 つきます。

宮崎委員 標準偏差というのはどういう意味か。

教育指導課担当職員 標準偏差と言うのは平均値からの散らばり具合がどの程度あるかということで、平均との差を計算して、それをトータルしてそれを平方根にした形になる。

宮崎委員 先ほど、教育指導課長の説明にあった19年度の公開請求で、その公開の仕方がこれから20年・21年、21年は続くかどうか分からないが、前例にならって踏襲していくことになるであろうというような話だった。そうすると今度は19年度については、

この答申のとおりに答えるとすれば、数字を出すと、今4つの項目で質問したが、それぞれの項目について数字を出すということになる。それから20年度については既にグラフで公表している訳だが、この20年度についてはグラフで詳しい人はそれぞれの4つの項目の数字は算出できるという話だったが、詳しくない人もいる。そうするとグラフはすでに公表しているけれども、これに重ねて19年度並に4つの項目の数字を追加して出すということになるのか、それはどのように判断されるか。

教育指導課長 答申という形で沿うというものであれば、そういう形で20年度分も数値を加えるということになるかと思っている。

宮崎委員 結論的に言うと、まず簡単に私のこの協議についての判断を申し上げたいと思う。情報公開審査委員会での綿密な審査を経て結論を出していただいたわけで、この答申案に沿って教育委員会で対応するということが良かろうと判断する。付け加えて、私の考え方を説明すると、教育委員の中でもこの問題はとても重要な問題の一つだという認識をお互いに持っている。折に触れて私どもは公開をどのようにすべきか意見交換を重ねている。その中で少しずつ皆スタンスが違う。私はこのように思う。先ほど答申に沿った対応をするのは私どもの結論としてあるべきであろうと言ったが、私個人の率直な考え方を言うと、結論に至るまでの私の思考のあれこれは必ずしも結論とは一致しないというところがある。私はこの答申の中でも非常に苦渋に満ちた表現がなされている。つまり、公開することによるメリットとデメリットをかなり詳細にわたって現状を踏まえ、あるいは想像しながら見通しているように思う。公開する必要性もかなり強く認めている答申案だと思う。そのメリットもあると強く言っているという印象も受ける。ただ、デメリットとしてここで一貫して言っているのは、数字を、全体像を公表すること、学校ごとの数字という意味だが、それを公表することによって過度の競争を招いたり、あるいは学校の序列とかが、生ずるのではないかという心配があると指摘しているように読み取れる。その点に関してなのだが、私は果たしてそうだろうか、確かに指摘しているとおりのメリットとデメリットというのは多くの市民が一般論としては評価もし、心配もする点だろうと思う。しかし、メリットとデメリットを総合評価して、メリットがとても強いのであれば、しかもデメリットが何とかクリアできるような見通しがある程度ある、それからその為の手も打てるという状況になったら、私は強いメリットの方を評価して公開しても良いのではないかという考え方を一つ持つ。実はここでの答申案でも言っているのだが、公表して大きな混乱があったという状況は認められないということも指摘している。私もこれはやってみなければ分からないことだけど、多分に様々な先程指摘したような過度の競争を招くとか、その学校の序列の意識が強くなるというような点はある程度出てくるかもしれないが、そんなに心配するようなことが現実には強く出てくるのだろうかというふうはどうしても思ってしまう。正直な私の想像である。それに対してメリットたるや圧倒的に大きいと私は思う。全国の平均と神奈川県のを比べて、当市の数値が平均値でどうあったか、何点か上回ったり下回ったりすること。そのことは統計学的な解釈の仕方もあるので単純ではないという仲村委員から指摘があって、それはそのとおりかもしれない。けれども、そういう見方とは違って、もし公表した場合に点数が下回っ

ている学校にとって、そして子どもたちにとって、あるいはその子どもたちの保護者にとって、それは一つの発奮剤にもなるであろうと、それをテコにして「よし頑張ろう」という競争力・意欲が湧いてくることは期待できると思う。それはデメリットの方で一般的に言われている過度の競争と言うのだけれども、過度の競争が場合によっては起きるかもしれないが、私はよい競争を促すのではないかと、そういう面の期待が大きいのではないかというような気がする。

一つは全国的に幾つかの県で各種の数値を公表するというような動きになっていて、もちろん学校ごと、学校名が分かるような公表はどこもしていない。それはやはりデメリットの方の心配があるので、念には念を入れて、そここのところのリスクを避けて公表することのメリットを最大限出そうということで学校名は伏せて、全市の各校の点数については公表しているということになっていると思う。新聞の情報でしか知りえないわけだが、それで混乱が起きたということは新聞でも私は読んだ記憶が無い。想像するに、そんなにそういう面が出てくるのであろうかという点では、かなりそういう心配については懐疑的である。あまり心配しないでもいいのではないかというのが率直な印象である。さりながら、やはり一度公表してしまうと同じ形を踏襲していかなければならないという教育指導課長の話があったし、それにも関連することなのだが、私のような判断の下に全部公表してしまった場合、私の想像によると、そんなに心配することは無いのではないかとも思うが、しかしその心配が当たってしまった場合も考えなくてはならない。それはやってみないと分からないのだが、やってみた場合にそういう弊害が実際に起きてしまうかもしれないということを、これも想像しなければならないので、そういった状態というのは、私は前もってリスクを避けるという立場を取るのが、やはり教育行政の一つ大切な視点ではないかと思う。やってみてもよいかという気持ちもあるが、心配する点が発現してくる危険性もあるので、そういう意味では本当に慎重に対応せざるを得ないだろうとずっと思っている。その意味では私も一応そういう結論と、審査委員会の答申というのは基本的に一致しているということで、最初に結論を申し上げたように私はこの答申をそのまま受け止めるべきであろうというように思う。

もう一つの関連で申し上げておきたいのだが、やはりこの問題に限らず私はその教育行政を司る文部科学省の中曽根臨教審以来、教育改革がずっと続いているような形で案が出されて、しかも学習指導要領に関しては、何度か内容量が増減するみたいなことで、これを率直に言うと朝令暮改という言い方をしなければならないような、実にだらしない一貫性の無い教育行政の20年ぐらいの歴史ではなかったのかと考えている。すなわち文部科学省の教育改革に対する一貫した見識というか姿勢というかそれが見えない。非常に腰が引けていると思わざるを得ない。そういったことが今度の全国学力・学習状況調査を公表するに当たって、文部科学省の平均値を基本的には公開するなという、そういった姿勢とつながっているように思えて仕方が無い。いささか腰が引けている点で疑問に思えることは、7頁辺りにその文部科学省の公開についての基本姿勢が記されているが、こういったことが書いてある。今度の学力調査というものは「本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえ、序列化や過度の競争につながらないように十分配慮して取り扱うようお願いいたします。」これは必ずしも腰が引けているとは言い切れないかもしれないが、ものすごく臆病

になっている。心配なことが、先に立ってこういう表現になってしまうのではないかと
いう心理状態を感じる。当たり前だが、この学力調査は算数・数学・国語しかやってないの
だから、公表してもそれ以外のことをやっているとは誰も思わない。一部の学力である
ということは、それも当然のことである。算数や国語でも何でも一回きりの全国学力調
査では児童・生徒の学力の現状が例えて言えばほんの1パーセント程度しかつかめ
ないというのが当然のわけだ。一年間に一回しかやらないのだから、この二教科以外
の学科に対する学力の状況ではないということは誰だって分かるわけであり、こうい
ったことをあえて書かなければならないというのは少し言いすぎかもしれないが、私
はお笑い種だと思う。こういったことを文部科学省は教育行政に力強く取り組んでい
こうという姿勢を押し出す時に言うべきではないという感じがする。それは文部科学
省のそうした姿勢に対しての代表的な現れ方ではないかと。必ずしも適切ではないか
もしれないが、私は読んでいて、こういうところで文部科学省の姿勢を感じてしま
う。合わせて指摘しておきたいのは、今のフレーズの所で公開について慎重である
べしと言った上で、しかしその結果については結果を今後の教育指導の中でしっ
かり生かしなさいと、ここでは当然の前のことを言っている。どんどん言えばいい。
その中でこう言っている。「児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につ
なげるとともに」と言っているが、これも当然の前のこと。こういうところで児童
生徒一人一人の人間形成の為に、学力向上の為に、あるいは幸せの為に教育と
いうのはあるのだと、これこそ当然の前のことなのだが、だとすればこういったこ
とこそ、いろんなところで、もっと個人個人をしっかりケアしていくのだと、そ
ういうところに力を入れる教育をやっていくのだと、文科省はどんどん言うべき
ではないかと思う。こういう所でひょこっと出て来るだけでは、少しも伝わらな
い。果たして日本の教育というのは本当に児童生徒一人一人の幸せとか学力の向
上とか人間形成ということを大切にされた教育がなされているのか。私はいろん
な所でそうではないというところが見えて仕様が無い。実は文部科学省の姿勢
の中にもそういったことは感じるのである。直接関係無いかもしれないが、私
は今度の答申案を見て感じているところである。この資料の中に情報公開審査
委員会が十何回かにわたって、実に慎重に綿密に審査をされたということがこの
記述を見てもよく分かる。本当にご苦労を多としたいし、それから、この答申
は、実に情報公開審査委員会の方々を悩ませている。やはりメリットとデメリット
があるということが原因であろうと思うが、悩まされた上で皆さんが子どもの
立場、学校の教師の立場、更に保護者の立場、その辺のそれぞれの立場から必
要な観点をしっかり踏まえて、悩まれた上で出された結論ではないかというよう
なことを感じる。それはこの膨大な資料を読むと、いろんな所からそういうよう
なニュアンスが読み取れる。そういうプロセスを経た結論であると思う。従っ
て繰り返しになるが、これはこの答申を尊重すべきであろうというように思
う。

林委員 11頁で中央値・最頻値・標準偏差とは平成19年も20年も出すべきだと私は思
う。数値で出さないと、グラフで読み取れるでしょうと言うのは小数点以下の部分も含
めてグラフだけで読み取れないと私は考える。まず、ここは実際の数字で出すべき
だと私は考える。その具体的な方法等についてお聞かせ願えないか。出すに当た
る必要のプロセスがあるのなら、それについて教えて頂きたいと思う。

教育指導課担当職員 これまでの結論が答申どおりということになった場合に、今委員さんが言われるように、どういう形でというのは、この文部科学省から提供されている資料の中にグラフと同じ頁に正答率、標準偏差、中央値等がそこに含まれているので、その頁をそのまま使えればと考えている。

林委員 標準偏差の件があり、やはりどう違うのかというバラつきがあるので、そういった表を併記して出していただかないと誤解を生じると思うので是非そこは注意していただきたいと思う。あと、資料の6頁に文部科学省の実施要領の記載内容等について書いてあるので、このイの(ア)これに書いてある「調査結果についての読み取り方を併せて示すこと」は文部科学省の方で指示されており、標準偏差等についての理解、個人差がかなりあると思うので、より丁寧に表記して頂きたいと考えている。これについても具体的な方法論等についても、他市町村との比較もあるかもしれないが、鎌倉としての独自の考え方、より分かりやすいものを出すという形で努力していただきたいと思う。

仲村委員 同じく11頁の上「なお」の所からだが、文部科学省は小・中学校ごとにこういう中央値とか標準偏差と共に公表されることが望ましい。これは、どういうふうを読むのか。要するに小・中学校ごとに公表するということが望ましいと文部科学省は考えていると読めるのだが、これはどうか。

教育指導課長 この答申の内容について我々の理解としては、先程説明させて頂いたように小・中学校それぞれ国語と数学と算数の教科があるので、それぞれに林委員さんも言われたような数値も併せてつけるべきではないかと読み取っている。

仲村委員 この小学校・中学校ごとにと言うのは、各小学校・各中学校という意味ではなく、小学校は16校、中学校は9校まとめてという意味なのか。

教育指導課長 答申の中身の基本は、市全体の部分についての公表に意見が出ているというようにとらえている。

仲村委員 それからもう一点。序列化とか過度競争を生じる弊害をどうすれば、要するに鎌倉市内の各小学校・中学校、序列化が生じるほど格差があるのか無いのか、無いのなら公表すればいいのではないかという気もするのだが。

林委員 私は、今の解釈なのですけれども、異議申立人の主張の主旨の中にメリットが書いてあるのだが、5頁のロの部分。「学校別成績を公開しないのは違法とする判例」とあるが、大阪府枚方市の判例で独自の学力診断テストの学校別成績を公開しないのは違法とし判決が出ている。これを持ってきているので、多分独自の学力診断テストが鎌倉にも必要なのではないかというのが、この異議申立人の主張なのではないのかと私は考える。鎌倉としてもまた、この他の学力調査の公表等についてはまた別の考え方で、独自の学力診断テストをするのを検討してほしいというのは、この異議申立人の主旨、意見なので

はないかと私は思う。今回こうした考える機会があったので、こういうことも是非検討してほしいという意味での注意喚起の異議申し立てなのではないかと私は考えている。

教育総務部次長 先ほどの仲村委員さんの質問だが、各学校に差があるのかということだが、その地域あるいは学校によって、子どもの実態にかなり違いがある場合もある。そして子どもたちへの指導という部分では、先生方は子どもたち一人一人を見ながら指導しているので、そういう部分で若干指導内容とか、それぞれ学校が工夫して取り組んでいるので、こういう全国的な統一した調査になってくると、子どもたち一人一人が、ちょっと差がある部分があると思います。平均して見ていくと、そんなに鎌倉の学校の子どもたちの力の差というのは無いのかなというふうに考えている。ただ、学校ごとの数値が出されてしまうと、やはり「学校としては、」というような意識がやはり先生方もそして地域の皆さんも、意識してくるところだと思っている。色々な場面で「こちらの学校は」とか「こちらの学校は」という声です、何かの時に出来た時にやはり学校としては「では来年は数字を上げなければいけないのではないかな」というような思いが強くなってくる。そうすると一人一人を見た子どもの教育という部分では、あまりいい影響がないのかと、悪い影響が出てきてしまうのかということになってくるかと思う。先生方はそれぞれやはり子ども一人一人の状況を見ながら指導しているので、その部分では鎌倉の学校の中の指導の部分では、差が無いというように考えている。

仲村委員 鎌倉の小・中学校のテストに関しては、大まかに言うと、各学校差はほとんど無いと考えていいのか。

教育総務部次長 数字の違いがないかと言われれば、数字が全部同じではないので、そういう部分では大きな違いではないが、多少はある。

仲村委員 それも出来れば統計にかけていただきたいと思うが、分かりました。大きな差、著しい差は無いと理解できるわけか。

林委員 多分ですが、学校別に平均値がずれたとしたら、ばらつきの標準偏差は学校別で変わってくると思う。たぶん分母の数が少なかったりして、たまたま不正解の子が多かった場合、標準偏差が大きくなるので、そうすると平均値も下がってしまう理由にもなると思うので、標準偏差と平均値を見て考えればいいと思うが、特定の子が影響力を与えてしまう。例えば30人しかいないと言えれば1人、2人の子の影響力というのはすごく大きいと思うので、ここの答申に書いてある標準偏差を出すべきだというのは、そういう意味も含めての意見だと私は理解している。

藤原委員長 それでは先ほどの意見ですが林委員は、学校ごとの公表、公開というのはいかがですか。

林委員 個人的に私は、この答申のとおりでいいと思っている。学校別で出すべきではない

し、市のものについては、母数も千百幾つという形になっているので、これを出していいと思っているし、標準偏差というのは併記して、国県等比較できるものであれば、それで十分であると考えている。

藤原委員長 仲村委員はいかがですか。

仲村委員 現時点では答申どおりでいいと思う。

藤原委員長 教育長はどうお考えですか。

熊代教育長 委員長はどうお考えでしょうか。

藤原委員長 私は元々この学力テスト実施においては、非公開ということを前提に皆様の共通理解で始めたことだと思う。しかし鎌倉市全市での公開というのが、地域の方々、保護者の方々の強い要望であるなら、それを大いに利用してこれからの学校教育改善に取り組んで行く材料になると思うので、これはやはり答申に従って私も賛成である。

しかし学校ごとの公表については、やはりそれ以前にまず、その結果をどのように私たちが活用していくかということが先ではないかと思う。公表はいつでもできるが、私たちはこの結果を真しに受け止め、どのように子どもたちの教育にいかして行くか、これをまず学力調査から検証していかなければいけないと思う。そして、これからも学力調査をやるかどうか、今後の協議の結果となると思うが、その過程においてやはり地域・各学校間の公表が必要だということになれば、やはり協議を重ねて結論を出していくべきではないかと思う。現実に学力テストを見てみると、やはり中学生の高校入試には直接関係もないし、それから小学校の目先の成績に影響するわけでもないわけで、やはり学力テストに臨む私たちの姿勢、学力テストの意義をもっと深く検討して、これに対応していくべきだと思う。この学力テスト自体はやはり全国規模で行われるし、子どもたちの実態を知り、そして改善に向けていく為の重要な資料の一つとなると思う。第一には、私たちがその出た結果をどのように生かせるかということに視点を置いていくべきではないかという気がする。結論的には市全体での公開は賛成であるが、各学校間の公開というのは反対したいと思う。

熊代教育長 皆さんと同じように、審査会の結論が出たので、私も、全面的に従うということではないが、これに渋々ながらこの答申を尊重したいと思っている。今後どういう作業になるのか教育指導課が中心になり進められると思うので、よろしくお願ひしたいと思う。いろいろ意見があった、委員長の方から学力調査をするか否かという言葉がちらっと出た。今後この学力調査をするたびに全国で問題になっている。開示請求が出される、それに対してどうしていいか問題になっているわけである。だから、公表することによって序列化であるとか、競争であるとか、その前に混乱らしい混乱が出てきているわけである。そこも今後自治体によっては、「こんなことであるならば、うちの方は抜けようか」という話も全国レベルで出てきている。先日も東京で行われた全国都市教育長会議の

中で、鳥取市、大阪府寝屋川市が代表してそういう話をした。なぜかと言うと千葉県代表が「こういう開示請求が出てくる以上、今後どうしたらいいのか千葉県としても考えたい」というような話をした。それについて大阪府の寝屋川市の教育長が「うちの方も府知事の方から公表しなさいという命令が出ているので、あちこちで混乱を呈している」という話をしていた。鳥取は市に公開、開示請求が出ているのではなく県に出されている。それを受けて鳥取市はうちでは静観していると。もちろん公開を前提とはしていないので、県の対応を見ているのだという話をされていた。

先ほど、宮崎委員が11頁の内容から文部科学省は臆病になっているのではないのかと、これは私は当然そうなると思う。文部科学省はこれを更に続けていきたいわけである。にもかからず、色々な問題が出てきてこれがポシャるのではないかと心配しているわけである。極力それを避けたいという願いが文部科学省にはあるわけで、従って臆病になっていると言うよりも、過去にあった、ああいうような状態にしたくないというのが文部科学省の本音なのである。できれば続けていきたいというのが文部科学省の願いである。従って文部科学省は更に私は慎重になっていくだろうというように思っている。同時に各自治体の対応はどうなるかと言うと、文部科学省に対して文部科学省が責任を持ってやっているわけだから、全て文部科学省が責任を持ってこういうのを取り仕切ってはどうかと、そういう法的な面も含めて各自治体に任せるとか市町村に任せると言うようなことになれば、更にまた混乱が生じてくるので、確かにまだ宮崎委員の言われた、あるいはこの請求者が言っているように、混乱は今来たしていない、これからなのです。これはこれが3回、4回、5回と続けていくうちに必ずそれは生じてくる問題なのである。今出てこないから平気だろうと言うのは問題ではないだろうと私は思っているので、今後鎌倉市としてもこの問題について慎重に対応し、その内容も十分踏まえて、これから議論をしていかなければいけないだろうというように思う。従って、もう一度結論を言うと、審査会の答申を尊重すべきであるということである。

藤原委員長 それでは他にご意見、ご質問ありませんか。無いようなので平成19年度全国学力学習状況調査の本市全体の結果の取扱いについて、ただ今のご意見のとおり手続きを進めていっていただきたいと思います。

教育指導課長 ご協議ありがとうございます。担当課としてはこのように受け止めました。ご意見・協議の結果答申を尊重した対応をすべきであろうと。従って、答申案・答申の1頁の審査会の結論(1)鎌倉市全体の結果については公開とする、但し、ここでこの言い方は非常に大きい表現になっている。それで後ほどの方に書かれているように、その学力調査の部分については、先ほど表した数値も併せてグラフと一緒に出すような形が審査会の考えであろうと、それ以外の数値というのは、これはそれぞれの設問であったり間違いがどうであったり、結果というものは全て含んでいる。ですから、そこまでの請求者に対して公開ということではなく、請求者が一番問題にしていた数値の部分の部分を合わせて、標準偏差等も含めて公開すべきということで担当課としては先ほどのグラフにその数値を入れたものを公開の対象とする。合わせて、質問紙の方も入っている。これについては、またご意見を頂くことが必要なのかと思うが、担当課としては現在、生徒質問紙

についてはご覧いただいている分析の中に入れてある。もちろん全てではないが、特に本市の特徴的な質問紙の内容については入れてある。あと学校質問紙については、それぞれの取組の中ですから、どのような形で請求者に対して公開と、そして委員会として先ほども言われたように、公開のグラフの部分をどのような形で出すかというところが、また提案させていただくことになるのかと思っている。合わせて2番の2項が挙げられているが、本委員会としては学校ごとの公開はしない、これについては非公開相当であるというご意見であったというようにとらえさせていただきますがよろしいでしょうか。

藤原委員長 はい結構です。

(協議事項は、答申を尊重した形での了承とされた。)

藤原委員長 本日の日程は、全て終了した。教育委員会11月臨時会を閉会する。